

第1回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成26年2月19日(水) 午後6時30分～午後8時30分

ところ ニセコ町役場2階 議員控え室

出席者	委員	松田 裕子	事務局	企画環境課長	福村一広
		宮川 博之		経営企画係	佐々木一茂
		坪井 訓			
		越湖 明美	町長		片山健也 (冒頭挨拶、諮問)
		葛西奈津子			
欠席	委員	岩田 稔雄			

開会、町長挨拶

町長) 当時、町外の自治関係者の協力を得て検討いただいた。その際住民とワーキンググループを作って検討したときこの条文は、「日本語ではない」と話された方がいた。そのため、条例では条文の文字数や引用条文を使わないように作成している。

憲法は権力者を縛るものであり、主権者を守るものである。行政運営は端折って行うことは安易であるが、住民自治はそのようなものではない。この条例はそれを担保するものであり、私のような立場を戒めているものである。

埼玉県大和市では条例の執行が進んでいない状況にある。ニセコ町の基本条例では宣誓することになっている。今後皆さんの価値観で改正議論が進んでいくかわかりませんが、どんどん住民ニーズに合わせて変えていく、行政に見える化していく、役場の機能そのものを住民の中に飛びこんでいくのが住民自治と思っている。組織にいるとなかなか見えなくなってくるので、是非意見を言っていただき高めていただきたい。

(町長退席)

議事

(1) 辞令交付について

事務局) 要綱改正により委嘱期間を平成27年1月末までとさせていただいているので、ご了解いただきたい。

(2) 委員長、副委員長の互選

互選により委員長に松田裕子氏、副委員長に宮川博之氏が決定。

以下、議事進行を委員長の松田裕子氏が引き継いだ。

協議事項

(1) まちづくり基本条例についての説明

事務局) (資料に基づき、理念と位置づけ、条例策定経過と今後について説明)

まちづくり基本条例では、条例や計画策定時に意見聴取しているが、意見がない場合についても公表したほうが良いか。手引きでの記載でも良いが、本則での定義が必要であるかについて検討いただきたい。

また、制定してから実際に課題になっていて着手されていない条項が何点かある。

1点目が、第33条意見苦情への機関設置です。当時の町長が広域で設置することを念頭に定義した条文である。しかし、改正のたびに機関の設置ができていないのではとの議論が出て

いる。しかし、できる規定であること、将来的に機関を置くことができるよう残している状況です。

2点目は評価の部分です。町が事業を評価するときには町民参加を行うこととなっています。これも非常に重要なところですが、実質上、動いていないところです。

3点目は、第44条の財産管理の部分が、全体として不足していると思っています。財産管理計画は定められていない状況となっています。

また、第6章の議会の責務の部分については、町民から上手く使えてないのではないかとの意見もあり、議会として活動をしっかり行っていただきたいとの要望はある。当初議会の項目は入れていなかった。それは、2大代表制ということで行政側から決めていいのかとの議論があり、改正によって追加されたものである。そのため、改正については、行政側から言うものではありませんが、この委員会では、委員の意見として議論してもよいのではと思っている。委員) 2次の見直しの時には、細かく文言についての意見もあったが、何かありますか。

委員) 議会の第6章の部分について、何も言えないのかなと思っていたが、委員としては言えるということですが、最終的には議会が自分で変えようとしないと変わっていかない。

また、今回行われた議会報告会は評判が悪かった。議長が冒頭挨拶の中に、町長が社長、議員が取締役、職員が社員みたいな形で一体になって運営しているとの意の発言もあったが、やっぱり違うのではないかと、独自の立場があるのだから、結果的に町長も議会も職員も町民のために力を尽くすという形になればよいのだけれど、最初からそういう立場では困りますとの意見があった。

何よりも前回の報告会では、意見書の議員の提案権は2名となっている、団体意思の決定に関する提案の定数の8分の1から、12分の1になって1名になっている格差について、検討しますとの回答があった。また、JR在来線の問題について、町も経営分離に承諾しているが、町長は去年の段階で鉄道維持をしていくことを言明している。余市ではこの問題について議会が特別委員会を設置しているが、ニセコ町ではどうかと聞いたら、これから検討すると話していた。夜間議会、インターネットでの放映などの要望にも検討しますとの意見であったが、検討した形跡がなかった。議長の個人的意見のみであった。前回開催時には、なぜ意見交換会の場をもつのかの意識があったが、今回はその意識が見られない。

在来線の問題についても、頓珍漢な発言がある。昨年発言した内容を忘れてしまっている。札幌延伸が期成会の成果として話している部分があったが、全国12知事が在来線に対して国の財源がないと困ると要望書を出している背景について知ってるか等々、町民から出された意見に対して、応えていない。

地域を網の目に繋げる細かい鉄道は必要ではないかと思うし、議会が独自に動くことが必要なのではないかと思う。発言は、全部議長の個人的意見のみであって議会として検討して意見をまとめた形跡が見られない。なんとかしないと、この人たち変わらないなどの印象をもった方がたくさんいると思う。ストレートに伝えると大変なので表現考えながら、意見をまとめて行きたいと思っている。

また、議員の皆さんに「自ら条例を見直すことはないですか」との意見を出すことは可能でしょうか。

事務局) 諮問するときに、委員としての意見でこうしていけばどうですかというのは、町長を通じて議会に伝えることはできると思う。

委員) 議会も住民代表であることから、行政から言うことは難しくても、住民からの意見で、

こういった形で改正を望むと出すのは何の問題もないと思っています。

委員) 前回、蘭越や仁木から勉強に委員が来ていたが、反面教師となった間がある。しっかり準備して望まない大変なことになると。

今回、公共施設についてのテーマがあったが、資料がなにもなかった。町長が所信表明で話した、庁舎、中央倉庫、運動公園整備に関する意識が議員さん側にあってチェック機能を果たそうとした感があるが、議論がかみ合っていなかった。

たまたま、参加した職員に説明を求めたりして、自ら説明しなかった。本来職員が出る場面ではないし、そういった感覚がない。

委員) 基本条例は町長が代わってもきちんと住民の権利が保たれるようにためにある。ある意味権力者である議会で、議会としての役割を現在の条文に加えて規定できないか。

委員) 他にも議会基本条例を制定している町はありますか。

事務局) 栗山町にある。しかし、栗山は議会基本条例が先で、自治基本条例は昨年できています。

委員) 条例は素晴らしいが、ついていけない部分がある。

委員) 行政が制定したから、乗ったというのが正直なところである。なかなか反発もあり議論が深まらなかったところが正直なところ。選ぶ側も選んだ議員も働きかけて洗練していく仕組みが必要ではないか。

委員) 町民から幼児センターでの意見交換時に来てもらえるかどうか問いかけがあったが、出ると話したのは2名だけ。その他、地域学校で意見把握しているとの声があったが、その他は直接いくとの発言はなかった。なんで積極的でないのかなと思う。

委員) 前回改正時は、細かく意見を話してきた経過がある。

委員) 外から移住、外国人も多い。歴史や伝統も大事にしながらも外から来た人の声が反映できないか。小さくまとまるのではなく、はじける部分あっていいのではないだろうか。

委員) 新しい方が議論に加わってもらえるのはありがたい。

特に制定時の喧々諤々の議論は薄れてきている。職員もあって当たり前の雰囲気になってしまっている状況になっている。そのため、委員の皆さんはチェックしながら、新しい目で新しい意見をどんどん出してほしい。

委員) 基本条例をネットを見て、移住してくる人もいる。そういう力を持っているもの。

委員) この条例があったことで、首長の意思が大きくでることが少なくなったというか、ころっと代わることがなくなった。そういう意味では意味がある、

委員) 住民を中心に住民に顔を向けた、町政をやんなくちゃいけないという点では、町長がどう変わろうと、そここのところは揺ぎ無いものになっている。

委員) 住民の権利なんですよね。

委員) 自治体研究者や自治体職員が一緒になって、行政の中から条例づくりが進んできた。なぜか行政の中に熱意があったのかというと、自分達は、町長が代わっても代わらなくても、町民のために役に立つ行政を進めたいんだ、そのために町民に尽くしたいんだという熱い思いがあって、こういう条例を作ろうとする熱意に繋がったのではないかと思う。

確かにこれまでも町長が代わると、情報共有のやり方が変わるところもあった。

委員) ずっと住んでいるとわからないことも、外から来ることで見渡せることもある。そういった視点、風通しを良くする雰囲気が必要ではないか。

委員) 情報の開示は来てびっくりしたところがある。自分出身の函館は割りと公開していない

ところが多い雰囲気があった。ニセコに来たときにはそこまで、出てくるのという印象があった。ただ、2年経って基本条例をどこまで理解しているか、情報公開している立場であるが、自分が把握できていない。皆さんに話を聞いた中で深めていければと思う。意見聴取の結果なかった場合も、なかったとの提示をしてもよいのではないかなと思う。

委員) 改正時に意見がなかったことはあるのでしょうか。集めるための努力も少ないのでは。
事務局) 意見を聴取する努力をどこまで行うかということも、職員間でもジレンマがある。街頭インタビューを行うなどしても良いが、いろいろな広報媒体を使っても実際に反応がないなど時間的制限もありジレンマを感じている。努力が足りないと言われれば、そうかもしれない。

委員) 公表して集まらなかったとの経過を含めて報告してもよいのでは。

委員) 以前、先代前の町長がいるころは、住民もまちづくりに関しての住民の意識も非常に高まりがあった。いろんな会議を行っても参加が多かった。しかし回数を重ねることで参加が少なくなった。住民だって暇じゃない。毎回毎回出てこれないよとの声もあった。これを進めていって現在の状況になっている。意見を募集しても出てこなくなっている。

委員) それは活発な住民参加ができてないということでは、後退してますよね。

委員) 目新しく思う、興味を引くようなことがあれば。前前町長は、ひらがなで話したようにすれば近く感じ、理解しやすいようにすることが必要ではないか。議会でも町長室でも見えるような公表の仕方。引き継いでいるんでしょうけれども、そうすることで興味を引くことになるのではないかな。

委員) 条例改正も、何か問題があって改正しないとまずいなと意識も高まるが、特に問題なく、情報も出せるものは出している状況が、普通になってきている。みんな安心してしまって、平和であって条例の意義を忘れてしまっているのではないかな。

委員) 現在の状況は決して平和ではない。町民が条例を根拠に要望を出しても、何も反応やアクションがない。こんなの空文じゃないかと、そういうあきらめの雰囲気を持っている人もいる。立派な条例があって、町がどうしてきたか、何か意見があったとき。そういう検証も必要ではないかな。

委員) 何か意見があった際の対処法は決まっているが、それが行使されているかのチェック機能があるかどうか。

事務局) 役場でも経営戦略会議があるが、なかなか機能していない。

委員) 停滞していることになってしまっているのかな？

委員) 昔は視察が多くあったので、いい気分になってしまったのではないかな？

委員) 住民自治っていうのが評価されているけど、現実停滞している。住民参加を呼びかけて続いているが。

委員) 内容をきちんとしていかないと、何年か後になってニセコが反面教師となつては嫌だ。

委員) 若い人の意見を生の声として受け取って何かしていけば発展していくのでは。

委員) 若い人からみれば、既にあった条例としての受け取りがあるのでは。

委員) 憲法にも不断の努力によって実施状況を検証しないとイケないとの規定がある。基本条例も不断の努力が必要になるのでは。

委員) 職員も日々の行政の職務に追いまわられて、なかなか振り返る時間がないんでしょうね。

4年毎に見直しになって検討するところでしょうか。

事務局) 制定当初は、この条例も憲法と同様に当たり前のものであって、いざというときに効

力を発揮できるような条例にしようという目的があった。当初の目的はなんとなく達成した感じがある。いざという時の条例発意がこれまでない。実は、こういうときにはもう少し条例の意義を主張してもよいのではと思うが、空気みたいにあるのが当たり前になってきている。

委員) 条例の存在意義はある。ただ、それが守られているかとなったら、守られていない部分もあると。

委員) ある意味では、住民の権利意識が高まれば行政職員も危機感を持つと思うが、住民自体も、条例があつて良かったに留まっている。行使をしていこうとしてるのは、ほんの一部である。行使する方の意識をもう少し広めて、皆で共有できるようになればよいですね。

委員) 町民の人は困ったことがあつたら、役場に相談に行くと思うんですよ。その時に役場の人に検討したけどできませんと言われたときに、大概の人は下がっていく。その時に職員のほうが条例の認識を高く持っていて、何とか町民側に立つ意識で、検討して説明していけば、条例の意味合いが強まるのではないかと。しかし町民の人たちに浸透していくには、時間がかかる。行政側から作られたもので町民側から作られたものではないので。

委員) 住民が担当職員に相談にいったら、1対1なわけですよ。その情報を担当課みんなで共有してきちんと報告して結果をお知らせしていることが形になっているか、チェックすることができているか。

委員) 町長はそれを課長会議で共有すると聞いたことがあるが、課長会議の実態がそうっていない。相談ごとが町長まで上がらなかった事例も知っている。説明会を開催して欲しいとの意見を出しても、担当課長までで町長まで伝わっていなかったこともある。その事例では、実際の主管が、町かJ Aかどうか関係があつたと思うが、説明会が開かれたのはその計画が固まった後ということがあつた。

委員) その様なときの対処の仕方は基本条例の中に、あつたのではないかと。

事務局) 先々代町長は、町内であれば道道や国道であってもニセコ町に作られるものであれば積極的に町が関与すべきだと話していた。実際、綺羅街道整備のときも担当室を設置して、道と住民との間に入って進めた経過がある。

委員) 担当の課長によって、その采配が変わることがよろしくないことだよ。

委員) おっしゃるとおり。

委員) どの課長が対応しても、町民が要望したことに関してきちんと報告することは大事なことだよ。でもそれは条例以前の話ですよ。

委員) 役場には日々多くの相談が寄せられていると思う。それがどういう流れで役所全体の共通認識になって、どういう対応を図られたかをチェックする体制になっているか、その仕組みはないように感じている。

委員) 難しいところですね。もろ個人情報の部分であるし、例えば議員や職員は守秘義務があるが、そのチェック機能をするようになると第三者を入れないといけない。

事務局) それは、先ほどの33条の不利益救済機関の設置をしないといけないところになるが、町単独で置くことが難しいところで、昔は札幌弁護士会と議論していたところがあつた。今回、町内に弁護士事務所ができたので、これから議論して、そういったところを救済機関にするといったこともできるので、もう少し置いておいてもよいかなと思う。

委員) そうですね。そこが重要な点かもしれないですね。

委員) 長らく懸案になっているところを、1つずつ前進させていきましょう。

委員) 結局、情報共有していくためにも、参加してもらう流れをつくらなければならない。

そういう仕組みがあるということを公開していく、こういった時にこうなったとのフィードバックがあれば、じゃ、次こんな時に行ってみようという人が出てくるかもしれない。

委員) 参加はしたけど、後どうなったか知らないでは、疲れちゃうよねという形になる。

委員) そこが上手く行かないと結果的に、今の条例満足度(50%)を割る可能性がある。33条の改善をすることで参加を促すことも出来るのでは。

事務局) 参加の問題もありますが、情報共有の仕組みも数字が良くないところである。この辺も改善していきたいと思っている。別途、広報広聴検討会議でも話していた部分なので、その場でも提言いただきたいと思っている。若しくは、この委員会でも、今回は条文改正まで行かなくても、このような点が不足しているので、改善して欲しいという諮問でもいいのかなと思います。

委員) 4年ごとの改正なので、いいチャンスですし。

事務局) 正直、現在の条文数以上、条文を増やすのはいいかなというところもあるので、内容的にもう少し検証していきたい。

委員) 中身が条文に基づいて機能しているのかどうかといった視点もあるだろうし。

委員) 基本条例を取り上げて説明して行く、わかりやすく、挿絵つきでなど。こういった問題が起こったときには、こうなるなどの例もあったら、結びついていくのではないかな。

委員) (年月が経つと) 条例に沿っていない扱いを受けたとの体験を持っている人も出てきている。そうなるといい事を言っても自分のときは違ったよとのことがあって、100%信頼を置けないとの認識も出てきてしまう。だから必要なのは評価制度ですよ。こういう事例があつてこのように対応してしまつて、要望を持ってこられた方に十分対応できなかったとの自己点検の結果をあわせて知らせていかないと、この信頼性は獲得できない。良いことだけ言つても、俺のとき違つたということもある。

委員) 議会も含めて評価しないとイケないね。でも議会から嫌がられるかも。

委員) 基本条例は良いものである。だから皆で理解して活用していきましょうとなつても、何年か立つ間に、いくつか事例が重なつてきてしまつている。

委員) もう一回住民の人たちに学ぶ機会を与えないとだめだよ。そういう意味では。行政マンも若い人はそうなのかもしれないけど、町民の皆がこういう条例があつて、自分達が作つていかないとダメなんだということを理解してもらふ。中学生でもわかるような勉強会ではないけれど、そのようなことがあると良いかもしれない。

4年の中で、年1回ぐらい住民とともに体験をする。その時に「実は・・・」といった体験談、条例に沿っていなかったという、クレームもあつても良いかもしれない。

委員) オレは全然信用していないんだという意見も合つても良いかもしれない。

委員) 意見が出たからこそ、皆で話し合うようになっていく。それには名前を出したほうがよいですね。

委員) 情報共有とかで行政側からいろいろ広報だとか、ラジオ、ネットなどを使って情報を流している。だけど、見てはいるけど中身を読んでいないことも非常に多いと思う。

それをどう町民の皆さんにしっかりと伝えることができるかということも、大きな課題。せつかく情報を出しているのに伝わらない。

委員) 基本条例のここが問えるとの事例がないから、わからない。

委員) できた当初は、みんな「もっと知りたい今年の仕事」などを見て積極的に情報をもらつ

ていたが、今は当たり前になっている。

委員) あれは、進んだ取組みだと思う。こまったときに活用できる予算ないかと調べることができる。よそから見た人はビックリしている。

委員) 他から来てようやく気づくくらいで。

委員) 他からきても、そのようなものがあることに気づかない人もいる。

委員) 外国人の知り合いでは、行政のことで話題になったりしますか。

委員) 基本条例そのものではないが、開かれた行政や進んだ町といわれているけど、窮屈で堅苦しいと思っている外国人も多いと思っている。外から来てそう感じる日本人も多いと思うし、私も具体的なことは何もないけど、日頃そう感じることもある。一方で、やりたい放題やっている人も多いと思う。両極端なところがある。

委員) 堅苦しいとは、どういったイメージで堅苦しいんだろう。

委員) こんなに人口の少ない顔が見える町は住んだことがないことからくる違和感があると思う。誰が何をしているかが、どういう考えの人かが見えていたりする。圧倒的に人数が少ないので、何か役割を担う人が決まってしまう。役割が当たっている人の忙しさが際立っている。何か行おうとするときに忙しいからできないということもある。人数が多ければよいのかということもあるが。逆行するかもしれないが、議員と行政職員は選ばれたのだから、がっつりやってください。という意識もある。それと意見は言うけど、住民参加をあまり期待や強制されると・・・と思う局面も多々ある。

委員) 一度分析したことがある。基本条例は憲法といいつつも義務に関するものが4、5つある。そのことに負担を感じる方がいることが、前回改正時も共有されている。自分は常識的な数だなと感じてはいる。

委員) なかなか条文チェックまで行かないね。今のところの課題としては33条とかそういうところの見直しができるかになる。資料No.6の検討事項については、どうでしょうか。意見がないときも公表したほうが良いか。

委員) 公表したほうが良いのではないか。

委員) あるときは公表して、ないときは、特に行わなくてもよいのでは。

委員) 意見はありませんでしたというのが普通と思うが、条文に載せるまで必要かなと思う。

委員) 条文に書くまではいいかなと思う。実際には、議会や委員会で意見ありませんでしたという報告はありますよね。

事務局) それは、あります。議会に上程するときには、経過を記載している。

委員) この部分は改正しなくても良いということで。あとの部分ですけど、財産管理に関しては、相当の時間と人数がいるということで。これまで財産管理で問題があったことは。

事務局) 町民センターでありました。

委員) もう少し町民センターの備品は管理されていると思っていた。目録があって、商工会で整備されていると思っていた。

事務局) 備品の台帳は整備されているので、管理面で問題があったと思う。ただ、実際の備品台帳と管理のズレはあると思う。

委員) 町民センターにあった歴史資料を福井小学校へ持ったときの備品は管理されているでしょうか。あの資料も沢山の人が提出してくれたものであるし。有島記念館の物品に関してもいろいろとあった。大きくみて町民の財産である。

委員) 現在ペンディングになっている条項、33条、44条、46条関連の他の自治体でどう

なっているかの条文を用意していただけないでしょうか。

事務局) まちづくり基本条例は200件程度あり、結構なボリュームですが。

委員) 最も先進的と思われる条項に関して提供をお願いします。先進的な取組み例があるところ。

委員) 特に33条と46条は知りたいですね。

事務局) 33条に関してはないですね。しいて言えば、オンブズマン機能があるが、あまり機能していない。そのため、弁護士会と協議してADRを使えないかと議論になり、札幌で作ったがなかなか使われていない。弁護士さんの敷居が高い点もある。

評価制度も内部の評価は一生懸命している事例はあるが、なかなか外部は少ない。以前ニセコ町で行っていた補助金検討委員会は良い仕組みだった。他としては自治体で行っている事業仕分け制度が良い。

委員) 行政が住民へ出している慶弔祝い金制度などは、住民から言うのは良いけど行政から言うのはなかなか言えない。そこで、補助金検討委員会のときの「本当にいいのか。」「町の財政が厳しいといっているのに町からお金を出していいのか」という議論は非常に良かった。

事務局) 財政がぐっと縮小して効果があった。辞めたものも相当あった。

委員) 住民側にとって、ちょっと厳しかったところがあって、長い間行ってきたものをパツッと終わらせたものもあった。それが必要であったのかというところもある。

事務局) しかしやりすぎても難しいところがある。

委員) 評価制度は、制度そのものをいじるのではなくて、制度そのものが適正に運用されているかを評価するものですよね。

事務局) 評価にも種類が色々ある。制度を評価するもの、財政的な視点で評価するものなど。いろんな側面から見て評価するのはいろいろ形がある。基本条例は総合評価のためどういうようにするのか、制度設計が難しい。

委員) 第1回目はこのくらいで、次回皆さんから検討したいというところが出てくれればお願いすることとしたいと思います。

事務局) 次回は3月12日に開催することとしますので、よろしくをお願いします。

以 上